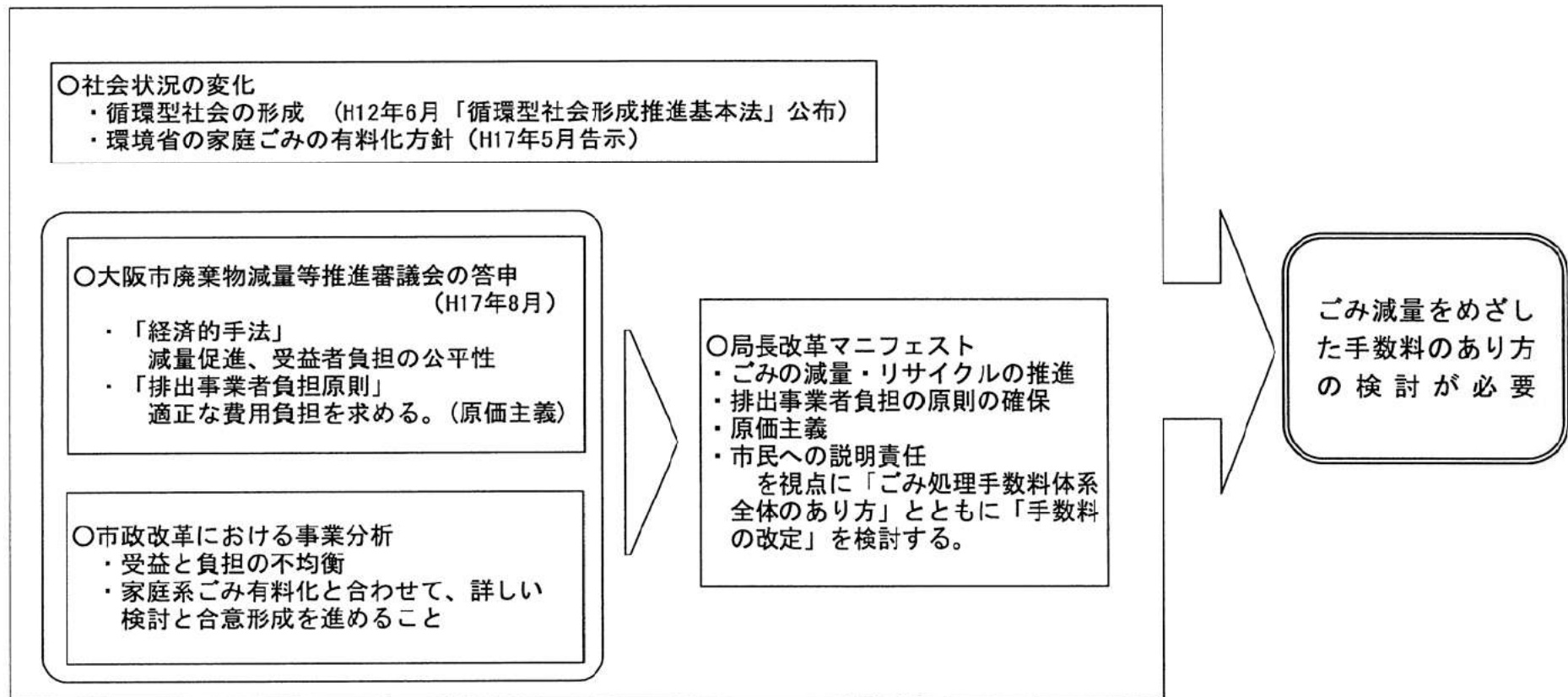


「ごみ処理手数料のあり方」の検討

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ○ ごみ処理手数料を取り巻く状況       | 1 |
| ○ ごみ処理手数料の現状           | 2 |
| ○ 大阪市のごみ処理手数料の推移       | 3 |
| ○ 手数料体系の検討にあたって考慮すべき要因 | 4 |

## ごみ処理手数料を取り巻く状況

- ごみ処理手数料は、条例で定めているが、ごみ処理手数料にかかる規定は平成4年度改正して以降、現在に至っている。この間、社会状況が変化し、ごみの減量、資源リサイクルの推進がますます重要な課題となっており、経済的インセンティブを働かせるための手数料のあり方の検討が求められている。
- 検討にあたっては、現行の手数料は改定後15年を経過したという状況を踏まえながら、物価変動等に伴う単なる金額改定ではなく、ごみの減量、リサイクルを推進するために、負担のあり方(金額設定の考え方や対象者)を含めた手数料体系全般の見直しを行う必要がある。



## ごみ処理手数料の現状

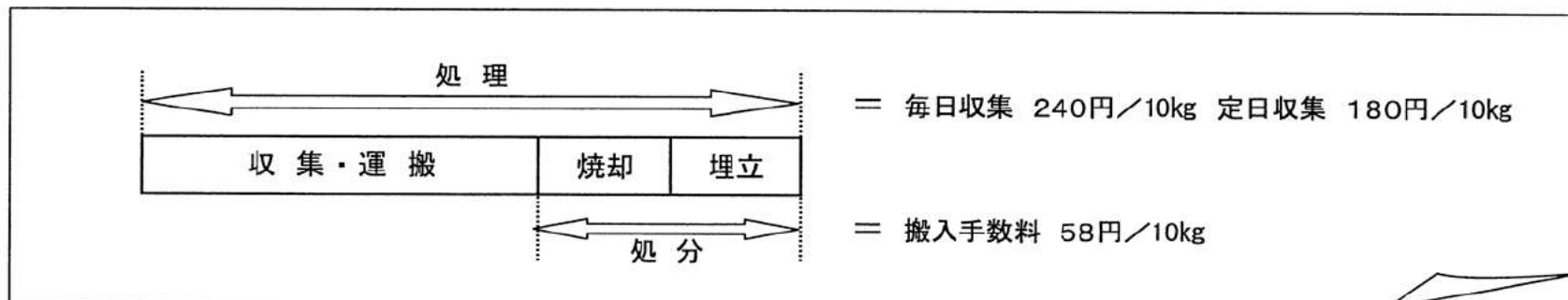
【ごみ処理手数料】 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（第30条・第33条）  
 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（第12条）

種別	取扱区分		単位	手数料
一般廃棄物（し尿、家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみを含む。以下同じ。）で本市が収集するもの、犬、猫等の死体及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	1月以上継続するもの	毎日（収集を行う日に限る。）収集するものの処理及び廃棄物空気輸送施設により毎日（当該施設を供用する日に限る。）輸送するもので1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理	10キログラムまでごとに	240円
		1日平均の排出量が10キログラム以上のものの処理で上記以外のもの	10キログラムまでごとに	180円
	臨時の処理	定日（週2回）収集の時	50キログラムまでごとに	1,200円
	市長が指定する処理施設へ搬入されたものの処分		10キログラムまでごとに	58円
家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するもの			1個につき	200円～1,000円
告示産業廃棄物の処分			10キログラムまでごとに	58円

家庭系・事業系の区分なし

毎日収集・10kg以上の排出が有料

他都市に比べて低い



大阪市のごみ処理手数料の推移

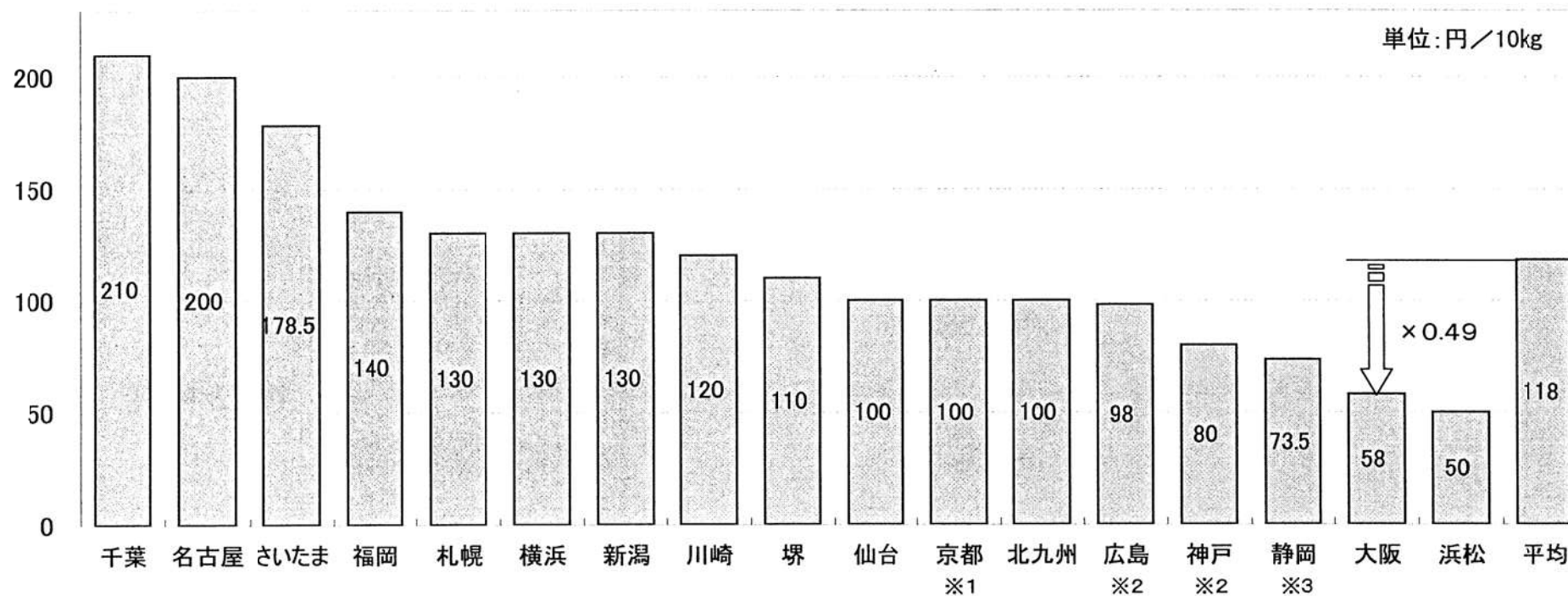
区 分		平成 4 年度	平成 1 4 年度	平成 1 8 年度	備 考	
一般廃棄物	継続する処理	定 日 1日の平均排出量が10kg以上のもの の処理でおおむね週2回行うもの	180円/10kg			
		毎 日 毎日(所定の休日を除く。)処理 (廃棄物空気輸送施設によるもの で1日の平均排出量が10kg未満の ものの処理を除く。)	240円/10kg			
	臨 時 の 処 理		1,200円/50kg			
	搬入処分	一 般	58円/10kg		58円/10kg	大阪市廃棄物減量等推進審議 会の答申をふまえ、規則料金を 段階的に廃止(18年9月)
		許 可 業 者	29円/10kg	40.5円/10kg		
	粗 大 ご み		無料		1 個 200～1,000円	平成18年10月から粗大ごみ収 集を有料化
本市が処分する産業廃棄物 (告示産業廃棄物)		58円/10kg				

## 手数料体系の検討にあたって考慮すべき要因

1. 他都市に比べて処分手数料が低く、事業系ごみの減量、リサイクルに対する経済的インセンティブが働きにくい状況にある。

【政令指定都市における処分料金】

平成20年6月現在



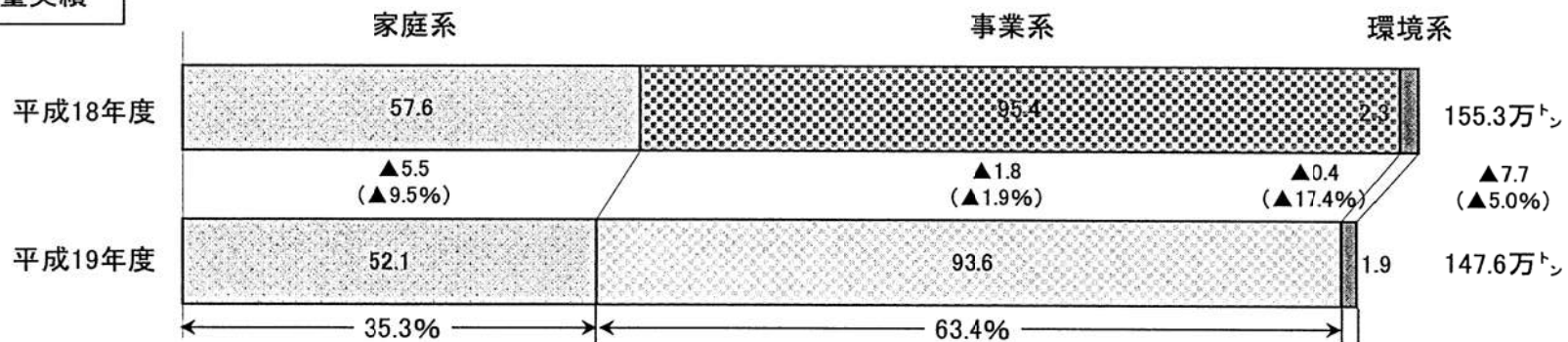
※1. 京都市は、300kg以下の金額を示す。(300kg～1t以下:140円/10kg・1t超:180円/10kg)  
また、許可業者の場合、65円/10kg(現在)・80円/10kg(H23.4～)・100円/10kg(H26.4～)。

※2. 広島市及び神戸市は、有料指定袋制度を採用しており、上記料金は指定袋で搬入しがたい場合の重量による料金を示す。

※3. 静岡市は、100kgを超える場合の金額を示す。(100kgまでは73円/10kg)

2. 本市ごみ処理量の全体の6割を占める事業系ごみの減量対策の重要性が高い。

ごみ処理(焼却)量実績



ごみ処理(焼却)量の推移[実績・計画]

